

國學院大學学術情報リポジトリ

A Short History of the Kokugakuin University Library and its Classification System : Special Issue The World of Libraries and Books

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Koyama, Noriyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000457

國學院大學図書館小史付分類規程

古山悟由

はじめに

國學院大學は、明治十五（一八八二）年の皇典講究所創設以來一三〇年余の歴史を有する大学である。図書館も同じ年数を経て現在に至っている。その蔵書は皇典講究所創設以來脈々と積み重ねられてきたものである。しかしながら図書館の収集の面においては多くの苦勞が知られている。それは、「大学令」大
学昇格時における絶対的な洋書の不足、また太平洋戦争後の学部増設時における社会科学系図書
の不足であった。

このような苦難を乗り越えて現在の図書館が存在しているの
である。本稿では創設時から図書館建設に至るまでの流れをた
どり、また戦前の分類表について考察する。

本学では、『皇典講究所五十年史』（皇典講究所 昭和七
（一九三二）年刊）・『國學院大學70年史』（國學院大學 昭和
二十七（一九五二）年刊）・『国学の光』（國學院大學 昭和
三十八（一九六三）年刊 改訂版あり）・『國學院大學八十五年史』
（國學院大學 昭和四十六（一九七二）年刊）・『國學院大學
八十五年史 史料編』（國學院大學 昭和五十四（一九七九）年
刊）・『國學院大學百年小史』（國學院大學 昭和五十七

(一九八二)年刊・『國學院大學百年史』上・下(國學院大學平成六(一九九四)年刊)・『國學院大學二十年小史』(國學院大學平成十四(二〇〇二)年刊)・『写真で見える國學院大學120年のあゆみ』(國學院大學平成十四(二〇〇二)年刊)・『國學院大學130周年記念誌』(國學院大學平成二十四(二〇一二)年刊)といった年史類が刊行されている。

図書館史を記述するうえで、これらの年史類の記述を参考とし、他の史料で補うこととする。

一、大学令大学昇格まで

皇典講究所創設にあたり神道事務局の蔵書が譲り渡された。

これが本学図書館の蔵書の源流となる。¹⁾なお『皇典講究所第一年報』(明治十七年五月十六日刊)によれば、七坪の文庫が表門の正面にあり、図書係一名が配置され、書籍購入費は明治十五年度の予算では金八十円となっている。ただしこの中には生徒の課業用貸出図書の購入費も含まれている。

『皇典講究所五十年史』には「生徒の教授用及び講究用に充てるために、数百部の書籍を神道事務局より譲り受けた。其の代價は、他の諸器具の代價と合せて金千五百円を翌十六年の暮

に神道事務局に支払ふこととなった。」とある。(55頁)
明治十九年に改正された「改正皇典講究所規則」に以下のよ
うな規則が見えている。

第廿条 課業必要ノ書籍器具等ハ借用スルヲ得其書籍器具

紛失若クハ毀損スルトキハ相当ノ代價ヲ償ハシム

但戸障子其他覺中ノ諸器具ヲ紛失シ若クハ毀損スルトキ

ハ本条ニ準シ之ヲ処分ス

第廿一条 定期試業ノ後覺中ノ書籍器具ヲ点檢ス故ニ借用ノ

書籍器具ハ一時之ヲ返納シ点檢ノ上再借用スルヲ

得

第廿二条 覺中書籍室ヲ設ケ諸般ノ書籍及ビ新聞紙等ヲ蒐集

シ放課ノ時間生徒ニ閲覧ヲ許ス

(『云通雜誌 第14号』明治十九年三月二十日刊)

この規則によれば、教科書等課業に必要なものの貸出が認められており、各学期終了後には返却させて点検し、再度帯出することができた。ただし、皇典講究所時代の図書室については史料がないため多くは不明である。

皇典講究所は、明治二十三年にその教育機関として國學院を

設立した。そして國學院の生徒もこの図書室を利用することとなった。明治二十年代から三十年代初期までの図書室の動きについても史料が無いため不明であるが、『國學院雜誌 第7巻3号』（明治三十四年三月二十日刊）には稲村真里（第1期卒）により「目録の改訂、索引の編製」が行われたことが記されており、何らかの目録が存在していたことが知られる。

この初期の図書室の様子は、石川岩吉（第3期卒）、高橋龍雄（第6期卒）、植木直一郎（第6期卒）が後に回想している。³³ 稲村による目録整備が開始された翌明治三十五年五月二十六日に本学は事務室からの出火で教室、講師室、図書室等が焼失した。

國學院教室の焼失

五月廿六日午前二時二十分國學院事務室より出火し、教室、講師室、図書室等を焼き払ひ、同三時三十分頃鎮火したり。原因は不明にして、今なほ取調中なるが、同日は日曜休日の夜にして、廿五日午前九時より、書記執務したるも、午後一時退院したれば、発火の原因始知るべらかず、殊に卒業論文季に際せること、て、図書室備付の図書の焼亡せるもの少なからざりしは遺憾の事なり。

（『國學院雜誌 第8巻7号』明治三十五年六月十日刊）

当時卒業論文作成中であつた青山重鑿（第10期卒）は後年、「△前略▽僕等の今し卒業といふ一ヶ月程間際になつて、母校に失火あり本館が丸焼けになつた。△中略▽書庫は助かつたが、時恰も我々卒業論文作成中で図書閲覧室には大分珍しい書物が出て居つたが、皆焼けてしまつたのは残念であつた。△後略▽」（『学窓回顧録』國學院大學院友会、昭和五年十月二十三日）と回想している。『國學院雜誌』の記事と青山の回想から、図書室に備付された（もしくは開架されていた）図書は焼けたものの書庫に排架されていた図書は火災から免れたことがわかる。火災の翌年開催された皇典講究所の第七期評議会・協議会では、「事務報告」として前年の火災についても報告されている。また同評議会・協議会の議事録には、「皇典講究所財産目録」が掲載されている。それによれば「明治三十一年一月調 所有ノ図書 三千四百九十一部 金壹千円」、「明治三十六年三月現在調 所有ノ図書 二千八百八十八部 金六百廿七円」とある。³⁴ これによれば、焼失した図書は六百三部となる。なおこの協議会では「諮問事項」として「図書館設置ノ件」が挙げられたが「右漸ヲ以テ施行セラレタシ」とされた。

この火災から四年後の明治三十九年五月九日、再度本学は火災にあった。当時の『東京朝日新聞』（明治三十九年五月十一日）は次のように報じた。

國學院構内の出火

一昨夜十時二十五分麹町区飯田町五丁目八番地の國學院附属神職講習所より出火し教室と擊劍場と都合三棟焼失し隣家神木忠三郎方は半焼となりて鎮火したり発火原因は昼の程に講習所にて用ひし火鉢に火氣残りありて燃出せしものならんと云ふ

今回の火災について皇典講究所は、皇典講究所幹事庶務主任高山昇、同会計主任目黒和三郎の連名で『全国神職会会報 第86号』（明治三十九年七月五日刊）に「火災之義に付謝告」を掲載した。そのなかの一項目で次のように述べている。

一、損害は建物の外該建物に使用中の机腰掛等の教場備品と神職講習会書類の大部分とに御座候外に第一覺舎の一室を假用せる編輯部内水穂會の書籍は同覺舎萬一類焼せん時を恐れて搬出致候為め汚損紛亂し比較的損害

大なる方御座候其他事務室の貴重なる書類什器は無難、書籍類は一切無事に御座候

本学は二度の火災にはあったが、書籍の焼失は三十五年の六百三部のみであったことがわかる。後年の年史類では全蔵書が焼失したかのような記述があるが上記のように多くの書籍は残ったのである。これは今日でも「神道事務局蔵書之印」という蔵書印が押された書籍が多く見当たることからも知ることができる。

この火災の後、卒業生の団体である院友会は、明治三十九年七月三日付で佐佐木高行学長宛に「院友会幹事山本信哉 菊池金正 笠原幡多雄」の連名で大学改革の「建議書」を提出した。その中に「書庫ノ建設ヲ急ギ、図書及び図書閲覧室ノ整理拡張ヲ図ル事」という条項が含まれていた。⁵⁾

火災のち講師藤岡継平を図書主務に兼嘱したが未だ図書館の設置を見ることがなく校舎の一室を図書室として利用するという状態であった。明治四十一年には新校舎が落成し、翌明治四十二年一月の「皇典講究所處務細則」には、「図書課ハ左ノ事務ヲ掌ル」として次の事項が上げられている。⁶⁾

一 図書購入ニ関スル事項
 二 図書ノ整理及保管ニ関スル事項
 三 図書目錄編纂ニ関スル事項
 四 図書貸与ニ関スル事項
 五 不用図書処分ニ関スル事項
 六 寄託図書ニ関スル事項
 七 図書寄贈者挨拶ニ関スル事項
 八 図書諸規則ニ関スル事項

〔國學院雜誌第15卷2号〕 明治四十二年二月十五日刊

図書主務を委嘱された藤岡繼平は図書の整理を行い、明治四十二年五月から仮規則を定めて閲覧室を開いた。仮規則は次のようなものであった。

皇典講究所國學院大學図書館仮規則

第一條 本館は皇典講究所及國學院大學の図書を蔵置する所とす

第二條 図書館員の外書庫に入り図書を検索し及出納するを得ず

第三條 皇典講究所及國學院大學教職員は一員七種三十

冊を限りて図書を借受することを得

第四條 図書を借受するものは自ら図書館に至り定式の証書用紙を受取り之に書名、番号、冊数、姓名、年月日を明記し捺印したる証書を差出すべし借受したる図書は他に転貸するを許さず

第五條 図書借受の日限は満三十日間以内とす但し時宜により其日限未滿の書籍と雖も臨時返納を求むることあるべし

第六條 学生は教科書に限り受持教員の保証証を出せるものは本館の支障なき場合に於て貸与することあるべし但し其借受したる図書は毎年七月十日迄必ず返納すべし

第七條 尤も時宜により臨時返納せしむことあるべし

第八條 本館の図書を閲覧し得る者は皇典講究所國學院大學の教職員、卒業生、学生、生徒に限る

第九條 閲覧室は日曜、祝祭日、本院記念日、冬季休業、夏季休業を除く左の時間に之を開く

自四月一日至七月十日

自九月十一日至十月卅一日 午前八時より午後六時まで

自十一月一日至十二月廿四日

自一月八日至三月卅一日 午前八時より午後

五時まで

第十條

圖書を閲覧するものは定式の証書用紙に書名、番号、冊数、姓名、月日を詳記して借受し閲覧了れば直に返納すべし

第十一條

閲覧室に於て閲覧する圖書は決して室外に携出するを許さず

第十二條

閲覧室備付の新作書は到着の日より一ヶ月を過ぎるものに非ざれば貸出するを許さず

第十三條

閲覧室に在りて喫煙、音読、談論、雑話等総て他の閲覧者の障礙となる挙動を禁ず

第十四條

借受したる圖書を紛失したる者は、同一の書を以て償はしむ、但し時宜により代金を以て償はしむることあるべし

第十四條

借受者又は閲覧者にして圖書を毀損或は汚染したる者は同一の書を以て之を償はしむるか或は之を修繕せしむ但し時宜により代金を以て償はしむることあるべし

右は四十二年五月より実施す

〔國學院雜誌 第15卷6号〕明治四十二年六月十五日刊

この規則によれば、図書室は「皇典講究所及び國學院大學の圖書」を所蔵し、皇典講究所及び國學院大學の教職員は、7種30冊を一月月貸出が可能であり、学生は教科書の貸出も受持教員の保証証があれば学期間内貸出が可能であった。また第十三条に「音読」が掲げられている。江戸時代までは、本を音読するのが普通であったが、明治以降特に図書館における音読は禁止されてきた。この時期でも音読禁止が条項にあることは、まだ音読の習慣が一部にあったのであろうか。

この頃卒業した岩橋小弥太（第15期卒）は「△前略▽蔵書といへば、其の頃の図書室は実にヒドイものだった。経済雜誌社から出た活版の群書類従すら揃ってゐなかった。一向にそれを補充しようといふ風にも見えなかった。従つて誰も図書室で書物を読まうとするものはない。私共は帝國図書館を唯一のたよりとした。」（『学窓回顧録』國學院大學院友会 昭和五年十月二十三日）と回想している。

新校舎完成後の明治四十二年、常宮（皇典講究所第2代総裁宮竹田宮恒久王妃）・周宮（皇典講究所第3代総裁宮北白川宮成久王妃）両内親王から地図と標本の御下賜があった。

常宮周宮両内親王の地図・標本の御下賜

常宮周宮両内親王殿下には曩に御帰嫁あらせられたるにつき両殿下の思召により御就学時代に御使用あらせられたる地図標語等の中左記の二十一点を皇典講究所本大学に御下賜相成りたれば去月十八日夫々拝受の手続を了し職員参殿の上光栄を拝謝したり

- 一 ジョンストン氏世界大地図 一幅
- 一 露国東方経宮部面全図 一幅
- 一 参謀本部出版亜細亜全図 一幅
- 一 満韓西北利亚地図 一幅
- 一 日清韓輿地図 一幅
- 一 清国本部輿地図 一幅
- 一 朝鮮輿地図 一幅
- 一 清国男女衣服標本(三種) 各一式
- 一 日本工芸品焼物貝類海藻類標本(三種) 各一箱
- 一 塗板(梓とも) 二枚
- 一 博物標本 菜の螟蛉・二化螟虫、棲黒よこばい 四箱

大麦かたくろほ 油菜しろかひ

〔國學院雜誌 第15卷7号〕 明治四十二年七月十五日刊)

これらの地図の一部は今でも図書館に所蔵されている。

二、大学令大学昇格から大正末期

大正七(一九一八)年十二月に「大学令」が公布され、同年三月には大学令の施行規則として「大学規程」が制定された。

これにより従来「大学」を称していた私立高等教育機関は法的に認知される「大学」となることが可能となった。本学も理事会の決定により「大学令」大学昇格を目指し、大正九年二月に認可を受けた早稲田大学、慶應義塾大学に続き同年四月、中央大学、日本大学、法政大学、明治大学、同志社大学と共に昇格が認可された。

大正九年に認可された大学の図書収蔵状況等は表1-1のとおりである。

早稲田大学、慶應義塾大学以外の6大学は、設置認可時に付した「参考書」に図書館建築計画や図書収蔵計画を記載している。

本学では、図書館建設に「図書館建築費二万四千元」、図書

表 1-1 大学設置認可時における蔵書数（『公文類聚 第44編』による）

大学名	図書部数 (計)	洋書	其他	増築設備ニ関スル計画 (図書館部分のみ)
早稲田大学	186,540冊	記載なし		記載なし
慶應義塾大学	94,342冊	記載なし		記載なし
中央大学	7,457部	1,362部	6,095部	図書館（大正十年三月落成）建築及設備費十二万円、図書購入費二万五千元
日本大学	11,300部	2,130部	9,170部	図書購入費一万円ハ九年度及十年度經常費ノ内ヨリ之ヲ支弁ス
法政大学	25,763部	2,979部	24,784部	図書購入費一万二千二百八十円ハ現在財団法人法政大学ノ所有スル有価証券ヲ処分シテ之ニ充ツ
明治大学	13,746冊	1,669冊	12,077冊	図書購入費ハ特志家ノ確實ナル寄付金ヲ以テ之ヲ充ツ
同志社大学	52,423冊	18,263冊	34,160冊	図書購入費ハ現在同志社所有土地一筆三百六十六坪余売却予定額五万五千余円ノ内ヲ以テ之ニ充ツ
國學院大學	10,441部	513部	9,928部	図書館建築費二万四千元、図書購入費一万一千円計三万五千元ハ現在財団法人皇典講究所所有現金ノ内二千元及大正九、十両年度本大学經費余剰金三万四千四百二十八円ヲ以テ之ニ充ツ

表 1-2 参考（『公文類聚 第46編、第50編による』）

大学名	図書部数 (計)	洋書	其他	増築設備ニ関スル計画 (図書館部分のみ)
大正大学 (文学部)	37,008部	1,549部	35,459部 (その他、購入ノママ未調査ノ英・独・仏等ノ書籍一千余部約二千アリ)	図書購入計画五万八百元 (大正十四年度千八百部（和漢書四百部、英・独・仏書・其他千四百部一万五千二百円）、大正十五年度二千七百八十部（和漢書四百部、英・独・仏書・其他二千三百八十部二万五千元）、大正十六年度八百六十部（和漢書四百部、英・独・仏書・其他四百六十部五千八百円）、大正十七年度七百六十部（和漢書四百部、英・独・仏・其他三百六十部 四千八百円）
高野山大学 (文学部)	14,405部	4,546部	35,459部	購入予定図書（一万千七百三十一部十万円）
龍谷大学 (文学部)	27,318部	3,896部 (西蔵・梵・巴黎・垂刺比亜を含む)	23,422部	
立命館大学 (法学部)	2,112部	987部	1,125部	図書購入ニ関スル計画 現在図書部数不足ナルヲ以テ特別ニ一万五千元ヲ支出シ主トシテ洋書ノ充実に努ム

購入費に「図書購入費一万一千円」の計三万五千円を「所有現金ノ内二千円及大正九、十両年度本大学経費余剰金三万四千四百二十八円ヲ以テ之ニ充ツ」としていた。また、洋書の決定的な不足が目立った。なお参考までに大正年間に昇格した大学（一学部のみ設置）の図書数および設備整備計画は表1-2のとおりである。

文学部一学部の大学であっても、高野山大学、大正大学、龍谷大学は仏教系大学であるため洋書の数もある程度確保している。本学の場合、国文・国史が中心だけに洋書の需要がほぼ無かったと思われるが、大正七年教務課長に就任した河野省三は意識して外国人の日本研究の洋書の収集を行ったという。

図書数については、大正十五年に認可された高野山大学の「参考書」に「大学設立認可内規（秘）」という文書が綴り込まれている。

- 一、大學規程第三條ノ教授上及研究上必要ナル設備ニ関シテハ普通ノ授業ニ必要ナル設備ノ外左ノ條件ヲ具フヘキコト
- イ、學部ノ種別ニ應シ専門ノ欧米各國中ニケ國ノ圖書各

二千部以上ヲ有スルコト

- ロ、法學部、文學部、經濟學部又ハ商學部ヲ有スル大學ニ在リテハ相當ナル圖書館、醫學部ヲ有スル大學ニ在リテハ相當ナル附屬醫院、農學部ヲ有スル大學ニ在リテハ相當ナル演習地ヲ有スルコト

一、現在前項ノ設備ヲ有セサルモ

- イ、私立大學ニ在リテハ之ニ要スル資金ヲ所有スルトキニ限り相當年限ノ猶豫ヲ認可スルコトヲ得ルコト
- 但シ資金ノ二分ノ一以内ハ確實ナル収入見込アル場合ニ限り現ニ之ヲ有セサルモ妨ナキコト
- ロ、公立大學ニ在リテハ繼續豫算確定セル場合ニ限り前號ニ準スルコト

（『公文類聚 第50編』）

この「大学設立認可内規（秘）」に照らせば本学は全くその条件を満たしていない。ただし、第二項において「私立大學ニ在リテハ之ニ要スル資金ヲ所有スルトキニ限り相當年限ノ猶豫ヲ認可スルコトヲ得ルコト」とあり、経営基盤が安定していれば設備の整備は「相当年限の猶予」が認められていたことがわかる。

昇格後の図書館整備について、大正十年四月十四日理事会議決として以下の予算が認められた。

図書館建築費及図書館購入費予算

収入ノ部

一、金三万五千円也 一時借入金

支出ノ部

一、金三万五千円也

内訳

金二万四千円也 図書館（文庫閲覧室兼用）建築費

金一万一千円也 臨時図書館入費

備考 一時借入金ハ債券ヲ担保トシテ一時銀行ヨリ借

入シ其中特別寄附ヲ募集シ現金収納次第之ヲ返

却スルモノトス

図書館ハ瓦造、二階建、建坪三十坪

坪当八百円ノ見込

図書館購入ハ英独書二千二百部代部金五万ノ見込

（「理事会決議録 大正十年」）

また昇格後の図書館整備を講師の澤田章（第5期卒）に委嘱

した。澤田は大正十五年に次のように報告した。

（一）本学図書整理の結果

△前略▽予が本大学図書整理を委嘱せられ、一通り整理し得た結果は左の如し

大正十四年二月整理結果

○和漢書総数 四千二百六十八部 一万三千二百五十冊

複本総数 五百七十二部 三千七百三十三冊

○洋書総数 三百九十四部 八百四十一冊

複本総数 十六部 十六冊

最近大正十五年二月調査に於て和漢書増加数四百九十部

三千三百六十八冊

（明細内訳ハ別表参照）

これを新大学令内規の最低部数和漢書約二万部 洋書約四千部に対して不足する部数額左の如し、

○和漢書不足部数約一万五千七百部 冊

○洋書 不足部数約 三千六百部 冊

大正十五年二月現在和漢書内訳明細表

部門	部数	冊数	部門	部数	冊数
神道・宗教	七一〇	一、一二六	經濟・統計	一五七	二八五
哲学・教育	五七七	一、五二六	理学・医学	五九	一三二
史伝・地理	一、〇四七	四、九九九	工学・兵学	五八	一六八
語学・文学	一、一二二	四、〇五三	美術・音楽	一一四	二三四
社会・文化	一七六	三八〇	考古・諸芸	七〇	一一八
政治・法制	二八八	九九四	書史・雜載	三七〇	二、六〇三
総計		四、七四八部	一六、六一八冊		

(二) 図書購入費一千元に対する図書増加率

右規定購入費に依て購入し得たる図書数は左の如し、

大正十三年度 和漢書二百十五部 五百五十二冊

洋書 三部 十四冊

大正十四年度 和漢書一百三十七部 三百八十九冊

二ヶ年度合計和漢書数三百五十二部 九百四十一冊

平均一ヶ年百七十六部 四百七十冊

之に寄贈圖書を加へて平均一ヶ年和漢書二百部の増加率とし、新大学令内規額に達する不足部数約一万五千部を補足

するには七十五ヶ年を要する計算である。更に洋書に至つ

ては実に問題にならない貧弱さである。洋書の不足部数約三千五六百部を補足するには多大の費用を要することを覚悟せねばならない。

斯くの如き状態に於て本大学図書館の完備は今より幾十年の後を期することを得るか疑なきを得ぬ、この点に就いて十分の御考慮を煩したい。

〔國學院大學百年史〕 681-682頁

三、図書館建設

昇格後、図書館建築計画が進まないなか、根津嘉一郎からの寄付により、昭和二(一九二七)年に図書館が建設された。『國學院雜誌 第32卷11号』(大正十五年十一月一日刊)には次の記事が載つた。

國學院大學圖書館上棟式

根津嘉一郎氏の寄附にかゝる國學院大學圖書館は愈々工程進捗し、九月十日大塚承一氏以下皇典講究所員の手によつて舉式され、同館は三萬圓の經費を要したるも、價格以上

の出来へなる由、同日は江木所長、芳賀學長、桑原専務理事、内藤、宮西以下所員を初め、寄附者根津嘉一郎氏、設計者佐藤功一氏、代徳永庸、清水組請負者佐藤釘一氏、松本、山本、小柳の諸博士、石川、賀茂、青戸、澤田、篠田、早川、堀江、植木の諸氏、福田大佐、中村中尉出席された。同館は近く開館式を執行し、同日延喜式撰上一千年記念のため、延喜式異本の展覧會を執行する由。

竣功なつた図書館の開館式は、昭和二年五月二十三日、午前九時から行われた。まづ工事担当者の「工事報告」があり、その後、寄附者の根津嘉一郎氏から上田万年学長に寄付状及び鍵が贈られた。根津氏には総裁官からの御賞賜あり、江木千之所長がこれを傳達して、併せて感謝状を贈つて式が終了した。

〔國學院雜誌 第33巻第6号〕昭和二年六月十日刊

また、皇典講究所・國學院大學関係者の遺墨展覧會、卒業者の著書展覧會が開館式当日の午前十時から午後五時迄開催された。

〔國學院雜誌 第33巻第6号〕昭和二年六月十日刊

開館直後の『水川学報 第3号』（昭和二年七月一日刊）紙上には図書館員、山室武夫の次の文が掲載された。

本大学図書館の發展も最近にして飯田町時代の者では古本屋式の図書室と称して館員は全く本の番人に過ぎなかつたのでありましたが現今図書館界の驚異すべき發達に伴い根本から改革され本館は全くリーダース。アドバイザ即ち読者の相談相手とならんとしてゐるのであります。我々の就任以前の図書館記録は皆無にして明確を缺きますが、元來大正壱五年二月までは不完全なる設備で蔵書も現在の約三分の一に過ぎなかつたのであります。優秀なる学生の収容と斯界の發展の狀態に鑑み設備改善の必要を生じ大正十二年五月最も經驗のある澤田章氏始め外四名が就任したのであります。澤田先生就任早々根本から改革され漸次發達して現在の狀態に至つたのであります。特に當時より「蔵書の増加」に付いて如何に努力したるか別記成績年表の増加數に、又増加に対する自然的現象たるべき閱覽増加人員が比較表に明確に記されています。其後根津嘉一郎氏の寄贈により大正十五年五月新館の建築に着手昭和二年

五月落成し現在の閲覧室では百五十人を収容する状態となつたのであります。最近の閲覧統計によると一月平均百九十人の閲覧者と二百六十冊の出納をみるに至つた事は新館寄贈者根津氏に感謝の意を表すると同時に本所本大学にとつて実に慶賀すべき現象であります。

図書館建築に伴い、それまで図書館主任であつた澤田章が付属図書館長となり、専任の館員 4 名の体制となり「皇典講究所規則」に次の二條が加えられた。

第三十五條 國學院大學ニ附属図書館ヲ設ケ左ノ職員ヲ置

ク

館長 一名

司書 二名

書記 若干名

第三十六條 館長ハ学長ノ命ヲ受ケ図書館ノ事務ヲ掌理ス

司書ハ館長ノ命ヲ受ケ図書ノ整理及閲覧ニ関

スル

事務ニ従事ス

書記ハ上職ノ指揮ヲ受ケ館務ニ従事ス

(「昭和四年國學院大學一覽」昭和四年十一月二十日刊)
また「閲覧規則」も新たに設けられた。

國學院大學圖書館圖書閲覧規則

第一條 本館ノ開閉時間及休日ハ左ノ如シ

一 平日ハ午前八時ヨリ午後七時迄

一 日曜日ハ午前九時ヨリ午後四時迄

一 春期休業間ハ午前九時ヨリ午後四時迄

一 夏期休業間ハ午前八時ヨリ正午迄

一 冬期休業間ハ午前九時ヨリ午後四時迄

一 休日ハ祝祭日、本所本學創立記念日、卒業式當日

但シ開閉時間ハ臨時變更スルコトアルベシ

第二條 圖書ヲ閲覧セントスルモノハ借書票ニ書名、冊數、

記號、年月日、姓名ヲ詳記シ學生證ヲ添ヘテ借受

ケノ手續ヲナスベシ

但シ圖書ハ閲覧室外へ帶出スルコトヲ許サス

第三條 左ニ掲グル者ハ特ニ許可ヲ經タル上、圖書ノ閲覧

ヲナスコトヲ得

(一) 皇典講究所卒業生

(二) 本大學卒業生

(三) 神職養成部卒業生

(四) 本所本學ニ特別ノ關係アル者

(五) 諸官廳學校等ヨリ特ニ照會アル者

第四條 閱覽室ニアリテハ靜肅ヲ旨トシ音讀、談笑、喫煙

等ヲナスベカラズ其他スベテ閱覽者ノ障礙トナル

ベキ舉動ヲ禁ズ

第五條 教職員ハ必要ノ場合其旨ヲ館員ニ通ジタル上、書

庫内ノ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第六條 研究室ニ要スル圖書ハ其主任ノ名義ヲ以テ之ヲ借

受クルモノトス

第七條 教授講師ハ參考用トシテ一員三拾冊(和洋製ヲ論

セス)ヲ限り其他ノ職員ハ一員拾冊ヲ限りテ借受

クルコトヲ得、其借受期間ハ何レモ一ヶ月以内ト

ス

第八條 逐次刊行ノ雜誌新聞紙類ハ到着セル日ヨリ三拾日

ヲ經過セザレバ借受帶出スルコトヲ得ズ

第九條 貴重圖書、辭書、目錄類ハ所長若クハ學長ノ許可

ヲ得ルニアラザレバ館外ヘ帶出スルコトヲ得ズ

第十條 教職員ニシテ退職ノ場合ハ借受ケタル圖書ヲ直ニ

返納スルモノトス

第十一條 本館ニ於テ圖書點檢ノ必要アル時ハ借受者ニ對

シ臨時圖書ノ返納ヲ求ムルコトアルベシ

第十二條 借覽ノ圖書ヲ紛失シ或ハ汚損シタル時ハ必ず之

ヲ辨償セシム、時宜ニヨリテハ圖書ニ代フルニ

其時價ヲ以テスルコトアルベシ

(『昭和三年十月増加圖書目錄』卷末)

本規則によれば、平常開館日は「午前八時から午後七時まで」、日曜日は短縮ながら「午前九時から午後四時」までの開館であった。また休館日は「祝祭日、本所本學創立記念日(十一月四日)、卒業式當日」のみであり、各休業期間も時間の短縮等はあつたがほぼ開館している。明治四十二年の「仮規則」では日曜日は休館であつたが本規則では開館としている。

教職員の出借冊数や貸出期間は「仮規則」とほぼ同じであるが、「仮規則」に見えた学生の教科書の貸出条項は無くなつて

いる。貴重書や辭書、目錄類の帯出は図書館長ではなく、所長もしくは学長の権限であつた。

なお、昭和元年(昭和十七年の一日)平均閱覽者数・平均閱覽

図書数の一覧は次のとおりである。

年度	1日平均 閲覧者数	1日平均 閲覧図書数	年度	1日平均 閲覧者数	1日平均 閲覧図書数
昭和元年	121人	156冊	昭和10年	112人	141冊
昭和2年	119名	166冊	昭和11年	170名	234冊
昭和3年	124名	181冊	昭和12年	169名	258冊
昭和4年	138名	198冊	昭和13年	112名	141冊
昭和5年	139名	184冊	昭和14年	170名	234冊
昭和6年	137名	191冊	昭和15年	90名	127冊
昭和7年	143名	186冊	昭和16年	103名	138冊
昭和8年	127名	171冊	昭和17年	97名	120冊
昭和9年	117名	154冊			

(出典:『皇典講究所事務概要』)

四、図書分類について

現在、本学では『日本十進分類法 新訂第6板』を幾分か改訂して使用している。

ここでは、図書分類の変遷について略述する。

明治期から大正十二年三月までは、「函架番号」式により管理していたが、大正十二年四月以降、和漢書については「12門」分類を使用し、洋書については「ABC」順22門分類を使用している。この12門分類については東京図書館の8門分類の影響がみられるという指摘がある⁽¹⁰⁾。

和漢書の分類

國學院大學図書館和漢図書分類表

V	IV	III	II	I
社会・文化	語学・文学	史伝・地理	哲学・教育	神道・宗教

VI	政治・法制
VII	経済・統計
VIII	理学・医学
IX	工学・兵学
X	美術・音楽
XI	考古・諸芸
XII	書史・雑載

各門の詳細は以下のとおりである。

I 門 神道・宗教

神道 神道一般―神道史・神祇史―神社―祭祀―附宗教、神道

其他

宗教 宗教学―宗教一般―宗教史―仏教総記―仏教史―經典―

寺院―基督教総記―基督教史―聖典―教会 雑教附神話

II 門 哲学・教育

哲学 哲学一般―哲学史―東洋哲学(経書・子類・儒家・術数)

心理学―心理一般―心理学史―倫理学―倫理一般―詔

勅・教訓―倫理学史・倫理史―論理学―論理学史―美

学―美学一般―美学史

教育 教育学―教育一般―教育学史・教育史―教育制度―専門

III 門

歴史 史学一般―年表・歴史図譜―国史総記―通史―時代史(神

代史及上世史、神代・上世雑史・記録、中世史、中世雑

史・記録、近代史、近代雑史・記録、現代史、現代雑史・

記録)―地方史―附朝鮮史―史料・文書

東洋史総記―支那史―滿洲史―印度史―万国史

欧米史総記―欧米史(西洋)―同(米国)

伝記 伝記一般―日本人伝―系譜並姓氏―名鑑・武鑑・補任―

附朝鮮人伝―東洋人伝―支那人伝―欧米人伝

地理附紀行 地理一般―地図―日本地理―陵墓―附朝鮮地理―

東洋地理―支那地理―滿洲地理―欧米地理―万国

地理

紀行一般―日本紀行―東洋紀行―支那紀行―欧米

紀行―万国紀行

IV 門 語学・文学

語学 語学一般―言語学―言語学史―語彙―国語学―国語学一

般―国語学史―附朝鮮語―支那語―英語―仏語―独語―

露語―伊語―蘭語―印度語―梵語―国際語―附速記記述

文学 文学一般―国文学総記―国文学史―国文(文集、物語、

隨筆、草紙、日記、書札、戰記、雜、俳文、狂文) | 小說 | 戲曲 | 詞曲(神樂、催馬樂、申樂、謡曲等) | 童話 | 和歌(歌学、歌学史、歌集) | 新体詩 | 連歌 | 狂歌 | 俳諧 | 川柳 | 歌謡(民謡、童謡、俗謡) | 漢文学総記 | 漢文学史 | 漢文 | 詩学 | 漢詩 | 狂詩 | 支那小説 | 支那戯曲 | 支那詞曲 | 欧米文学

V 門 社会・文化

社会学 | 社会一般 | 社会史・社会学史 | 社会思想 | 社会政策 | 社会問題 | 社会心理学 | 社会事業(救済、慈善、感化、養育) | 社会教育 | 風俗(儀式、典礼、有職故実、年中行事、婚姻、服飾、化粧等) | 風俗史 | 民俗

文化 文化一般 | 文化史

VI 門 政治・法制

政治学 | 政治一般 | 政治史 | 外交 | 外交史
 古代法制 | 法制史 | 法制一般 | 皇室制度 | 憲法 | 行政法
 | 法理学 | 民法 | 刑法 | 訴訟法 | 商法 | 國際法 | 労働法
 | 外国法制

VII 門 經濟・統計

經濟学 | 經濟一般 | 經濟学史・經濟史 | 財政学 | 財政一般 | 財政史 | 金融(銀行 | 貨幣 | 貨幣史 | 保險 | 殖民 |

交通 | 海運、鉄道、郵便、電信、電話 | 産業総記 | 商業(商業地理、簿記、度量衡) | 商業史 | 工業 | 工業史 | 農政 | 農業(養禽、蠶業、牧畜、園芸) | 農業史 | 水産 | 山林 | 家政 | 附博覽會・共進會

統計 統計学 | 統計一般

VIII 門 理学・医学

理学 理学一般 | 数学 | 物理 | 化学 | 天文 | 地文 | 気象 | 地震 | 地質 | 鉱物 | 生物 | 動物 | 植物
 医学 医学一般 | 和漢古方 | 本草 | 生理及解剖 | 内科 | 外科 | 皮膚 | 産科婦人科 | 精神病 | 衛生(自強法、静座法等) | 小児科 | 眼科 | 耳鼻 | 齒科 | 獸医

IX 門 工学・兵学

工学 工学一般 | 土木 | 建築 | 採鉱冶金 | 造船 | 航空 | 機械 | 電気 | 附製図測量
 兵学 兵学一般 | 古代兵法 | 陸軍 | 海軍 | 戰史 | 兵器 | 武芸(弓道、劍道、犬追物等) | 兵学

X 門 美術・音楽

美術 美術一般 | 美術史 | 絵画(画人伝、図案) | 書道(書家伝、搦本) | 彫刻 | 工芸(漆器、蒔絵、金工、染織、陶磁器) | 写真 | 印刷(印譜、花押)

音楽 音楽一般―舞楽―田楽―申楽―能楽―演劇―舞踊―歌曲
 ―狂言
 XI門 考古・諸芸
 考古 考古学―考古一般―人類学
 諸芸 作庭―茶道―香道―插花―蹴鞠―相撲―運動―囲碁―遊
 戯(双六、具合、投壺、投扇等)―手芸
 XII門 書史・雑載
 書史 書史学一般―目録―解題
 雑載 辞書―類書―叢書―全集―隨筆―雜書―教科書―雜誌―
 新聞

図書はローマ数字により一次区分されているが、各門とも、
 二次的区分として受入番号を利用している。各門の二次的区分
 の受入番号は表3のとおりである。

表3

一次区分	二次的区分	一次区分	二次的区分
I	神道 (1番から受入順) 宗教 (5000番から受入順)	VIII	理学 (1番から受入順) 医学 (500番から受入順)
II	哲学 (1番から受入順) 教育 (3000番から受入順)	IX	工学 (1番から受入順) 兵学 (300番から受入順)
III	史伝 (1番から受入順) 地理 (5000番から受入順)	X	美術 (1番から受入順) 音楽 (3000番から受入順)
IV	語学 (1番から受入順) 文学 (3000番から受入順)	XI	考古 (1番から受入順) 諸芸 (2000番から受入順)
V	社会 (1番から受入順) 文化 (2000番から受入順)	XII	書史 (1番から199番) (5000番から受入順) 雑載 (200番から1436番) (6000番から受入順) 教科書 (8000番から受入順)
VI	政治 (1番から受入順) 法制 (2000番から受入順)		
VII	経済・統計 (1番から受入順)		

次に冊子体目録として刊行された『國學院大學圖書館和漢圖書分類目録Ⅰ門、Ⅱ門、Ⅲ門』を参照して各門の特色を見てみる。

まず本学の学問の中心である「国学」という項目がない。「国学」関係の図書はその内容により各門に分類されている。例えば『本居宣長全集』はⅡ門、『国学者伝記集成』はⅢ門に分類されている。「日本思想」に関する意識がなく、『日本思想史概説』・『日本古学派之哲学』などはⅡ門に分類されている。

Ⅱ門の「哲学」には「美学」が含まれている。「美学」を美術の一分野ではなく「哲学」の一分野とみなしている。

Ⅲ門の「史伝・伝記」では「時代史」は「神代史及上世史、中世史、近代史、現代史」である。「近代史」は江戸時代史あり、「現代史」は明治時代史の概念である。また中項目で「歴史・伝記・地理附紀行」としているが「二次的区分」では「歴史・伝記」が「史伝」とまとめられている。「歴史(1番から受入順)、伝記(3000番から受入順)、地理附紀行(6000番から受入順)」とする区分も可能である。

V門の「社会・文化」には現在では歴史に分類されている「有職故実」が項目として挙がっている。「社会・文化」の概念を考えればⅣ門の「考古」はこの門に置くことも可能である。

Ⅳ門の「経済」は概念が大変広く「交通、産業、商業、工業、農業、水産、山林、家政」など本来なら「産業」を門とすべき事項をまとめている。また「統計」には「二次的区分」は与えられていない。

Ⅳ門の「理学」に関する事項も現在の自然科学の概念のものがすべて入っている。

Ⅳ門は「考古」と「諸芸」をまとめているが、両者を一まとめにする必然性はない。「考古」は前述の「社会・文化」門のほうが適切であろう。

Ⅳ門の「書史学」は「書誌学」のことである。また「雑載」は「総記」にあてはまる。

「二次的区分」に受入番号順を使用しており、12門で分類してはいるが、書架に排架された図書を見れば、あたかも25部門に分類排架されているように見ることができる。しかしながらこのような受入順での受入方法では限界があり、破たんが予想される。現にⅣ門の1番から受入れられた「書史」(書史学一般・目録・解題)は多くの目録類が受入れられたためにたちまち199番まで使用されてしまった。その結果としてその後は5000番から受入順に番号を付与する結果となった。また、雑載(辞書、類書、叢書、全集、随筆、雑書)については

200番から開始したものの途中から6000番からに変更されている。

この12門分類以外に「貴重書」と「別置図書」があった。「貴重書」は現在の図書館でも見られる、各図書館が「貴重書」に指定する図書である。本学では貴重書を「Ⅰ 刊本 Ⅱ 写本 Ⅲ 名家自筆本 Ⅳ 名家手沢本 Ⅴ 古文書及金石文 Ⅵ 稀観書及特別扱本」の6類に分類していた。「別置図書」は「三類」に分かれている。「第一類」は古籍の複製や近代写本などの冊子や卷子で「別」とし、「第二類」は掛地図などの卷子で「別ⅠⅡ」とし、「第三類」は閲覧禁止図書で「別ⅠⅢ」としている。いずれも通常の書架に排架しにくい図書である。

國學院大學図書館洋書分類表

A	General Works	(一般作品 (総記))
B	Theology	(神学・宗教)
C	Philosophy	(哲学)
D	Education	(教育)
E	History	(歴史)
F	Biography	(伝記)
G	Geography	(地理)
H	Philology	(言語学)
I	Literature	(文学)
J	Fine Arts・Music	(美術・音楽)
K	Amusement・Sports	(娯楽・運動)
L	Archaeology・Anthropology	(考古学・人類学)
M	Society・Civilization	(社会・文化)
N	Politics	(政治)
O	Law	(法律)
P	Economics	(経済)
Q	Statistic	(統計)
R	Science (Natural & Physical)	(科学<博物学・自然科学>)
S	Engineering	(工学)
T	Medicine	(医学)
U	Military & Naval Affairs	(陸海軍)
V	Journal	(雑誌)

洋書の分類

表4

洋書の部門	対応する12門分類	洋書の部門	対応する12門分類
A	XII	L	XI
B	I	M	V
C	II	N	VI
D	II	O	VI
E	III	P	VII
F	III	Q	VII
G	III	R	VIII
H	IV	S	IX
I	IV	T	XII
J	X	U	IX
K	XI	V	XII

洋書の分類について見てみる。AからVまでのアルファベツト順である。表4は12門分類との対応を示すものである。和漢書で使用していた12門分類の最後に置かれていた「書史・雑載」を「A門」に移行して、「General Works」として、現在の分類表の「総記」に当たることを表記している。また12門分類では「IX門」に置かれている「考古・諸芸」は「L門」・「K門」に置かれている。

和漢書の12門分類と洋書のABC順分類を比較した場合には、洋書の分類基準のほうが各門の内容がはっきりしている。最初のA門に「総記」を置き、B門以下を12門分類に準拠して再配置したものであろう。

おわりに

皇典講究所創設から大学令大学昇格、図書館建設までの本学図書館の沿革と戦前使用されていた分類表についてその概要を論じたが、戦前の本学図書館においての各年度の活動や図書館の建築上の特色や二代目館長進藤謙の図書館界での活動など今後解明しなければならない事項が多く残されている。

註

- (1) 『朝陽新報 第125号』(明治十五年六月一日刊)には「神道事務局にてハ一昨年以前迄仕払す可からざる資本金を消費したる故全く負債と見做により其負債を消還の爲神道事務局の書籍をハ皇典講究所へ相当の代價を以て譲り渡され経済を双方全く別途にせらる由」とある。
- (2) 『國學院大學八十五年史 史料編』(27頁)「学務課 助教心得兼図書係 浅石喜章」とある。

- (3) 石川岩吉の回想は『國學院大學七十年史』、高橋龍雄の回想は『國學院大學新聞 第105号』（昭和十五年三月二十日刊）、植木直一郎の回想は『学窓回顧録』（國學院大學院友会 昭和五年刊）に掲載されている。
- (4) 『第七回評議會及協議會各府縣分所長會 全神職團體代表者會議事録』（皇典講究所 明治三十六年刊）
- (5) 『写真で見る國學院大學120年のあゆみ』（國學院大學 平成十四年刊）
- (6) 『國學院雜誌 第13卷2号』（明治四十年二月十五日刊）
- (7) 音読については、前田愛著『近代読者の成立』（有精堂出版 昭四十八年刊）参照
- (8) 河野省三著『日本人の生活』（國學院大學内宗教学研究室 昭和二十七年刊）（119頁）
なお、当時は教務課長が図書館の責任者を兼ねていた。
- (9) 『根津翁伝』（根津翁伝記編纂会 昭和三十六年）には「昭和二年三月、皇典講究所國學院大學へ圖書館（總建築費參萬壹千貳百圓）を寄附し、總裁久瀨宮殿下より御紋章入巻真人一個下賜せらる。」（296頁）とある。
- (10) 吞海沙織「昭和初期の私立大学図書館における圖書分類法」（資料組織化研究 1 e 58）